

## 「奨学のための給付金（新入生に対する一部早期給付）」制度について

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、希望する令和5年度入学の高校生等のいる低所得世帯に、返還の必要のない給付金の一部（年額の1/4）を、早期に給付いたします。

### 1 給付金の支給対象となる世帯

通常の申請は7月頃から受け付けますが、以下の要件を満たし、希望する場合には、支給額の一部（年額の1/4）を通常の給付より早く受給できます。

#### 【要件】

認定基準日（原則として令和5年4月1日）時点で、以下のすべての要件に該当し、早期給付を希望する高校生等の保護者等

- 就学支援金、学び直し支援金又は専攻科の生徒への修学支援の対象者であること
- 私立高等学校等に在学していること（平成25年度以前に入学した者を除く）
- 保護者等が千葉県内に在住していること
- 生活保護（生業扶助）受給世帯、若しくは令和4年度の（都）道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯に属すること

### 2 支給額

下記表の給付金額（年額の1/4の額※）が支給されます。

支給区分		支給額 ( )内は年額	
1	生活保護受給世帯（全日・定時・通信制）	13,150円（52,600円）	
2	保護者等全員の（都）道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等（全日・定時制）	非課税世帯A ※対象確認シートにより確認	34,400円（137,600円）
		非課税世帯B ※対象確認シートにより確認	38,000円（152,000円）
3	保護者等全員の（都）道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等（通信制・専攻科）	13,025円（52,100円）	

※ 残りの3/4の額を受給するには再度申請が必要です。

→令和5年度の住民税の所得割が非課税又は令和5年7月1日現在で生活保護（生業扶助）受給世帯であれば受給できます。7月以降に通常の給付金の募集を行いますので、再度申請してください。

※ 早期給付を希望しない場合でも、令和5年度の住民税の所得割が非課税又は令和5年7月1日現在で生活保護（生業扶助）受給世帯であれば年額を受給することができます。

→7月以降に通常の給付金の募集を行いますので、必ず申請ください。

### 3 申請手続等

- 保護者等が千葉県内に住所を有し、子が千葉県内の私立高等学校等に在学している場合
  - ・・・在学する私立高等学校等を通じて申請してください  
(申請書類・提出期限等は学校の指示に従ってください。)